

# 横浜市育児支援家庭訪問事業実施要綱

制 定 平成17年5月20日 福子地 第126号  
最近改正 令和7年2月26日 こ地子 第3746号

## (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、養育支援訪問事業実施要綱（雇児発0403第4号、平成29年4月3日）、養育支援家庭訪問事業ガイドライン（雇児発第0316002号、平成21年3月16日）及び子育て世帯訪問支援事業実施要綱（こ成環第104号、令和6年3月30日）に基づき、母子保健事業等により把握した、養育者の育児を支援することが特に必要と認められる家庭の児童又は出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われ、児童の健やかな育ちが保障されるよう、当該居宅において養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とし、本市が行う横浜市育児支援家庭訪問事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## (実施機関)

第2条 本事業の実施主体は横浜市とし、訪問の実施機関は各区福祉保健センターとする。

## (対象者)

第3条 本事業の対象者は、福祉保健センター長が本事業による支援が必要と認めた以下の各号のいずれかに該当する家庭の児童及びその養育者とする。

- (1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- (2) 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (3) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態及び育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (4) 食事、衣服及び生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

## (対象者の把握)

第4条 福祉保健センター長は、関係者及び関係機関からの訪問依頼、乳幼児健康診査事業その他福祉保健センターが行う事業による把握等により、幅広く対象者の把握に努めるものとする。

(訪問の実施)

第5条 福祉保健センター長は、対象者を把握した場合は、福祉保健センター職員の訪問等により当該家庭の養育状況を確認した上で支援の必要な家庭を決定し、その支援内容を明確にして必要な支援を行うものとする。

- 2 前項の場合において、福祉保健センター長は、支援内容を明確にするために、支援目標、訪問目的、具体的な支援内容等に関する育児支援家庭訪問計画書を作成しなければならない。
- 3 前項の育児支援家庭訪問計画書の様式は、こども青少年局長が別に定める。
- 4 訪問を実施するにあたり、福祉保健センター長は、対象者の了解を得るものとする。

(訪問従事者)

第6条 訪問に従事する者は、福祉保健センター職員（以下「職員」という。）及びこの事業のために福祉保健センターで雇用した看護師の資格を有する者（以下「育児支援家庭訪問員」という。）並びに市長が委託した家事・育児に関する事業者が派遣する者（以下「育児支援ヘルパー」という。）とする。

(訪問の内容)

第7条 訪問の内容は、おおむね以下の各号とする。

- (1) 職員及び育児支援家庭訪問員による、家庭内での育児に関する育児相談・指導及び養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導等
- (2) 育児支援ヘルパーの派遣による家事・育児に関する支援（以下「家事・育児支援」という。）
- (3) その他福祉保健センター長が必要と認める支援

(家事・育児支援の委託)

第8条 市長は、前条第2号に定める家事・育児支援の実施については、適切な事業運営が確保できると認められる、介護保険法（平成9年法律第123号）で規定する指定訪問介護事業所又は同等の家事・育児支援が提供できる事業者（以下「受託事業者」という。）に委託する。

- 2 前項の委託に関する内容については、こども青少年局長が別に定める。

(家事・育児支援委託の内容等)

第9条 受託事業者の実施する、育児支援ヘルパーによる家事・育児支援の委託内容等については、こども青少年局長が別に定める。

(記録の整備)

第10条 育児支援家庭訪問員は、訪問を実施した場合に、その内容を記録し、すみやかに福祉保健センター長に報告するものとする。

(記録の保存と廃棄)

第11条 育児支援家庭訪問員の訪問の記録は、訪問による個別支援が終了した後、5年間保存する。

2 保存期間が経過した訪問の記録は、適切な方法により廃棄する。

(研修会)

第12条 こども青少年局長は、育児支援家庭訪問員に訪問に関する知識・技術の研さん及び個人情報の保護を図るために必要な研修を実施するものとする。

(報告)

第13条 福祉保健センター長は、育児支援家庭訪問員の訪問の実施状況について、こども青少年局長へ報告しなければならない。

(身分証)

第14条 育児支援家庭訪問員には育児支援家庭訪問員証（以下「訪問員証」という。（第1号様式））を交付するものとする。

2 育児支援家庭訪問員は、その職務の遂行に際して、常に訪問員証を携帯し、請求があったときは提示しなければならない。

3 訪問員証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

4 育児支援家庭訪問員は、身分を失ったときは、速やかに訪問員証を返却しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

また、第10条における福祉保健システムの区児童票機能による訪問内容の記載については、当面の間、旧様式（様式3）を使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

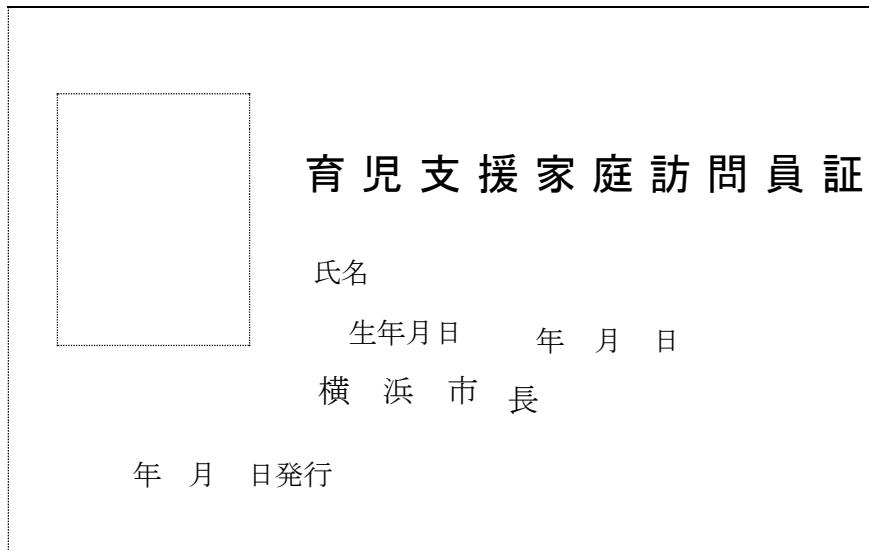
この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(第1号様式)

(表)



(裏)

(注)

- 1 訪問員は、訪問に際し本証明書を携行してください。
- 2 本証明書は、他人に貸与又は、譲渡することはできません。
- 3 身分を失ったときには速やかに身分証を返還してください。